



外国人が日本でもっと安心して働くために

10月1日から外国人雇用状況報告制度が新しくなります。



新たな外国人雇用状況報告制度の概要

すべての事業主には、外国人労働者の雇用または離職の際に、当該外国人労働者の氏名、在留資格、在留期限等を厚生労働大臣（ハローワーク）へ届出することが義務づけられます。
特別永住者は除きます。

提出を怠ったり、虚偽の届出を行った場合には、30万円以下の罰金が課せられます。

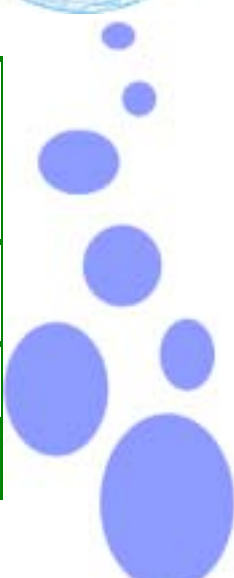
施行日の時点で、既に、雇用している外国人労働者については、施行後1年の間（平成20年10月1日までに）提出してください。

また、本年10月1日より、事業主の方に対し、外国人労働者の雇用管理の改善及び再就職支援の努力義務が課せられます。

例年行っていた6月1日時点での報告書の提出は必要ありません。

外国人労働者の適正な雇用・労働条件の確保と、不正就労の防止にご理解とご協力をお願いします。

厚生労働省・愛知労働局・ハローワーク



外国人雇用状況報告について

従来の報告制度

- 1 概ね50人以上の規模の事業所を対象とした任意報告であったため、外国人労働者全体の雇用状況の把握ができない。
- 2 報告内容が、雇用する外国人労働者の総数等にとどまり、各労働者ごとの氏名、在留資格等が把握できないため、雇用管理指導、再就職支援等を的確に行えない。

改正雇用対策法の可決・成立

外国人雇用状況報告の義務化 (19年10月1日施行)

- 1 外国人(特別永住者を除く。)を雇用する全ての事業主から報告を受け、外国人労働者全体の就労状況を把握。
- 2 外国人の雇入れ・離職の際、当該外国人労働者の氏名、在留資格・在留期限等()の報告を求めることにより、雇用管理改善に向けた事業主への助言・指導、離職した外国人への再就職支援を効果的に実施。

報告事項: 法律で規定する氏名、在留資格・在留期限以外の事項について、建議を踏まえ、今後、省令に規定。

報告手続: 事業主の負担軽減を図る観点から、雇用保険の得喪届を利用するほか、手続面での配慮について、審議会での議論を経て、省令に規定。

- 3 また、報告に当たり、事業主が在留資格を確認()すること等により、不法就労の防止にも効果。

確認方法: 確認すべき場合、確認に用いる書類等について、省令・指針に具体化。

